

(原文はミャンマー語。同英訳を和訳。)

2016年4月27日

宛先：

日本工営

Myanmar Koei International Company Ltd.

Resource and environment Myanmar Ltd.

**表題： ティラワ経済特別区 Zone B に係る EIA 報告書ドラフト版に関するコミュニティからのコメント受付期間の延長要請について**

上述の表題について、2015年12月、および、2016年4月に開催されたティラワ SEZ マネージメント委員会による EIA の住民協議会中、コミュニティが（配布された）EIA に関する書面（内容）について理解できるような明瞭な説明でなく、また、私たちが EIA に関する書面（内容）について理解するのに十分な時間が与えられなかったことから（訳者注：当日配布だったため）、私たちは効果的なフィードバックをすることができませんでした。また、そうした理由によって、私たちは同 EIA（Zone B）ドラフト版に対するコメントをするのが困難な状況にあります。環境影響を受ける実際の住民はコミュニティなので、コミュニティが効果的にコメントができるよう、EIA 全体の詳細についてコミュニティが理解している必要があると考えます。

したがって、私たちは、以下について要請します。

- （1） EIA 請負企業は、コミュニティが EIA 手続きについて理解できるように（説明）すること。
- （2） EIA 請負企業は、コミュニティが理解するまで、EIA 全体について説明すること。
- （3） （住民が）理解できる（様式による）EIA 関連書面は住民協議会の前に十分な時間的余裕をもって提供されること。
- （4） それらの書面は、私たちが理解するのが困難である専門的な用語を含まないこと。
- （5） 上記がなされれば、私たちは有意義かつ有効なコメントをすることができます。私たちは、EIA（Zone B）ドラフト版に対するコメント受付期間の延長を必要としています。延長がなされた上で、コミュニティが（EIA を）理解できるよう、上述の要請内容が実行されるべきです。

ティラワ地域住民

Cc： ティラワ SEZ マネージメント委員会

MJTD

JICA

Thilawa Property Development Ltd.

（翻訳：メコン・ウォッチ）